

①管理計画改定の背景・目的・検討体制

背景

- ・外来種の侵入拡散等、遺産登録後に生じた変化に対応した管理方法の再検討が必要
- ・世界遺産委員会への保全状況報告（平成31年頃）に対応した準備が必要

目的と検討体制

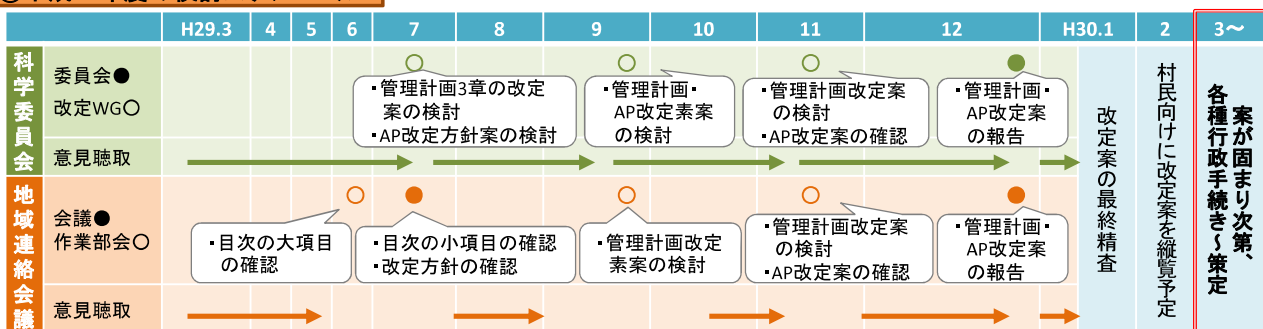
- 変化した状況の整理
- 生態系保全上の課題への対応方針の整理（対策の強化、改善）
- 限られた予算、マンパワーのもとでの効率的・効果的な対策の実施
- 地域課題への対応方針の整理
より具体的には…
 - ・地域と現状・課題を共有する
 - ・今後向かうべき大きな方向性について地域と合意する
 - ・方向性に沿った行政の対応方針、地域の関わり方を確認する

科学委員会下部WG
管理計画・アクションプラン(AP)改定WG
において検討

地域連絡会議下部
管理計画改定作業部会において検討

WG、作業部会等での検討結果をもとに、管理計画、アクションプランを追記・修正

②平成29年度の検討スケジュール



③管理計画の位置づけ

	現行	改定後(案)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・管理機関が、遺産地域を含む小笠原諸島全体の自然環境の保全・管理を適正かつ円滑に進めるために、各種制度の運用及び保全・管理対策の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。 ・保全・管理にあたっては、様々な関係者と相互に堅密な連携・協力を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね10年先を見据えた長期目標を示すもの。 ・短期的な目標や具体的な対策の内容はアクションプラン及び個別計画に記載。 ・5年に1回点検し、必要に応じて見直しを実施する。 <p style="text-align: right;">(現行→改定後変更なし)</p>
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産地域、周辺地域、周辺海域及び航路 	<p style="text-align: right;">(現行→改定後変更なし)</p>
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・長期目標の達成のために、概ね5～10年程度先の対策の方向性を示すもの。 ・自然環境や社会状況の変化により、必要に応じて見直しを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね10年先を見据えた長期目標を示すもの。 ・短期的な目標や具体的な対策の内容はアクションプラン及び個別計画に記載。 ・5年に1回点検し、必要に応じて見直しを実施する。
アクションプランその他の計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランは、管理計画を補完する具体的な行動計画として、短期的な目標及び対策の優先順位・手順や内容を含む。 ・その他管理機関等により策定される個別計画等は管理計画、アクションプランと十分に整合を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランがカバーする生態系分野以外の、「人為活動に関わる分野」の具体的な行動計画等も整理。 ・地域連絡会議や科学委員会において、遺産管理の取り組みを検証するための評価軸(可能な限り定量的な達成目標)をアクションプランに盛り込む。

1. はじめに

- ◇基本理念
- ◇現状認識～管理計画の改定にあたり
- ◇基本方針と体制

2. 計画の基本的事項

- (1) 管理計画**策定**の目的
- (2) 管理計画の対象範囲
- (3) 管理計画の期間
- (4) **管理計画実行の考え方**アクションプランその他の計画との関係

3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要

- (1) 小笠原諸島の位置
- (2) 総説 ↓「4. 2) (2)」に集約
- (3) 自然環境 (1) 地質 (2) 気象 (3) 植物 (4) 動物 (5) **広域移動種** (5) **生態系の相互作用と進化**)
- (4) 社会環境

(5) 世界自然遺産小笠原諸島

- 1) **遺産価値** (世界遺産委員会による評価の抜粋)
- 2) **世界遺産委員会の決議における要請・奨励事項**
- 3) **管理の現状** (世界遺産登録後の変化・取組の成果・課題)

4. 基本理念と基本方針管理の目標

(1) **基本理念**管理の目標——「優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継ぐ」

基本理念
基本方針

(2) 基本方針

まとめて記述

<p>1) 遺産価値を支える自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ①海洋性島弧の形成過程を示す「証拠」の保全 ②固有種・希少種、独特の生態系の保全 	<p>2) 侵略的外来種対策の継続による影響の排除・回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合的な生態系管理の考え方に基づく外来種対策の推進 種間相互作用、生態系機能、広域移動種の観点から整理 ②新たな外来種の侵入・拡散予防の防止の推進 	<p>3) 人の暮らしと自然との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ②①各主体村民や来島者への普及啓発 ④②自然と共生した島の暮らしと産業の推進 ③各種事業を実施するにあたってのにおける環境配慮 	<p>4) 順応的な保安全管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適切なモニタリング継続的な調査と情報の活用 ②科学的アプローチと合意形成
--	--	---	--

5. 管理の方策

基本理念と基本方針を踏まえた各種方策

- (1) 保護制度の適切な運用
- 1) 原生自然環境保全地域
 - 2) 国立公園
 - 3) 森林生態系保護地域
 - 4) 国指定鳥獣保護区
 - 5) 国内希少野生動植物種
 - 6) 天然記念物
 - 7) 外来種対策に係る制度

- 2) **総合的島毎の戦略的な生態系管理保全**
- ①種間相互作用に着目した島毎の**総合的な生態系保全**
 - ②島間の**広域移動種に配慮した生態系保全**
 - ③**海域と陸域をつなぐ物質循環の保全**
 - ④**生態系の機能に着目した生態系保全**
 - ⑤**村民生活に配慮した生態系保全**

↑方策ではなく方針であるため「4.」へ移動

- (2) **新たな外来種の侵入・拡散予防措置**
- 1) 生態系の保安全管理**対策**及び調査**研究活動**
 - 2) その他の緑化・建設事業
 - 3) 小笠原諸島における自然利用
 - 4) 農業活動
 - 5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込等
 - 6) 定期航路**その他等**による物資や人の移動

- (3) (4) (5) (6)
- 各種事業・調査**等における環境配慮の徹底**
 - 自然と共生した島の暮らしの実現
 - 適正利用・エコリズムの推進
 - 継続的な調査と情報の管理
 - モニタリングと情報活用**の推進**

(7) 島毎の対策の方向性

6. 管理の体制

1) **管理のしくみ** ←以下の項目とほぼ同じ内容であり削除

- (1) 管理機関の体制
- (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制
- (3) 関係者の連携のための体制

4) **計画の進行管理** ←上記「(1) 管理機関の体制」に集約

- (4) **国内外との連携**

7. おわりに